

広島県告示第百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第

一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

末森地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	字	地番	標柱番号
廿日市市	上平良	末森	一一四二番四	標柱一号
			一〇五二番	標柱二号及び三号
			一〇五三番	標柱四号
			一〇五五番三	標柱五及び六号
			甲一〇六五番	標柱七号
			一〇六四番	標柱八号
			一〇五九番	標柱九号
			一〇五四番一	標柱十号